

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下「本法人」という）定款第34条の規程に基づき、役員の報酬等の支給および費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 外部監事とは、正会員以外の監事をいう。
- (3) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事には月額で報酬を支払うものとし、その額は別表の範囲内で、職責ならびに功績等を考慮し、理事会で個別に支給額を決定する。

- 2 外部理事の報酬は日当として支払うものとし、別表に定める。
- 3 監事には年額で報酬を支払うものとし、その額は別表の範囲内で監事の協議により決定する。
- 4 役員の報酬は、理事会の承認にて減額及び無報酬とすることができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員の報酬は、年度の末日に一括して支給する。

- 2 役員の報酬は、現金支給もしくは受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

(公表)

第5条 本法人は本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会で協議し、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会での協議を経て別に定める。

別表 役員報酬等一覧

役員名	月 額
会 長	5,000～15,000 円
副会長	3,000～10,000 円
常任理事	2,000～ 6,000 円
上記以外の理事	500～ 2,000 円

役員名	年 額
外部監事以外の監事	30,000 円 以下
外部監事	50,000 円 以下

役員名：外部理事	日 当
3 時間未満	1,500 円
3 時間以上 6 時間未満	3,000 円
6 時間以上	4,500 円

附則

1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 5 日から施行する。
3. 本規程は、令和 6 年 6 月 9 日から施行する。
4. 本規程は、令和 7 年 6 月 8 日から施行する。